

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	原植木線	菊池郡旭志村大字弁利字岩下 501 番 地先から 同 所 大字伊萩字屋敷田 977 番 1 地先まで	512.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 1 日

熊本県告示第 596 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 8 9 号	天草郡河浦町大字崎津字蛸目 193 番 1 地先から 天草郡天草町大字大江字軍ヶ浦 1061 番 1 地先まで	1,320.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 9 日

熊本県告示第 597 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 桔梗 熊本市戸島町 3956 番地 3	有限会社 わらべ	平成 14 年 7 月 19 日

熊本県告示第 598 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションみつぐ苑 熊本市貢町 135 番地	医療法人 医誠会	平成 14 年 7 月 22 日

公 告

熊本県公告第 625 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
熊本県菊池郡大津町室字門出 137
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時
変更後 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午前 0 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
変更後 午前 8 時から午前 0 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 14 年 8 月 1 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
九州ジャスコ株式会社ほか 14
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,592 平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
511 台
 - (4) 駐輪場の収容台数
141 台
 - (5) 荷さばき施設の面積
398 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
74 立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
5 か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 7 月 10 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 31 日から平成 14 年 11 月 30 日まで

熊本県公告第 626 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂東山鹿店
山鹿市古閑十三部 1006 - 5
- 2 市町村意見の概要
事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任において適正に処理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 31 日から平成 14 年 8 月 30 日まで

熊本県公告第 627 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により阿蘇町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂阿蘇店
阿蘇町大字黒川横井ノ本 1536 - 2
- 2 市町村意見の概要
特に無し
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 31 日から平成 14 年 8 月 30 日まで

熊本県公告第 628 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 事務用パソコン及び関連機器 13 セット
- (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 14 年 9 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで
- (4) 納入期限 平成 14 年 8 月 30 日
- (5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては 48 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号（熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱）により入札参加資格を有すると認められた者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 8 月 7 日午後 5 時 15 分までに熊本県土木部河川課庶務へ提出し、審査を受けて承認を受けたことを証明する書類を入札の日時までに提出したもの。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県土木部河川課庶務（熊本県庁行政棟本館 12 階）

郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 383 1111 内線 6146

- (2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 交付期限は、平成 14 年 8 月 9 日までとする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 14 年 8 月 12 日 午後 2 時

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室

- (4) 入札書の提出方法

3 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 3 の (1) 記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県土木部河川課庶務（熊本県庁行政棟本館 12 階）

郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 383 1111 内線 6146

5 その他

- (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（48 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の (3) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間（48 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保

- 険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 629 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 10 年 10 月 30 日確定した県営合志地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 14 年 8 月 14 日までに合志町及び泗水町の各農業委員会に申し出られたい。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要
県営合志地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画変更概要書
- 2 公告場所
合志町役場
泗水町役場

熊本県公告第 630 号

平成 14 年 3 月 1 日熊本県公告第 135 号（技能実習制度に係る平成 14 年度技能検定の実施）の一部を次のように改め、平成 14 年 8 月 1 日から適用する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一の 1 中「電気機器組立て」の次に「、プリント配線板製造」を、「紳士服製造」の次に「、寝具製作」を加える。
- 一の 2 中「電気機器組立て」の次に「、プリント配線板製造」を、「紳士服製造」の次に「、寝具製作」を加える。
- 四の 1 の（一）の表検定実施職種の欄中「電気機器組立て」の次に「、プリント配線板製造」を、「紳士服製造」の次に「、寝具製作」を加える。